

JSAF-IELTS 受験規則

第1条 総則

IELTS は、International English Language Testing System の略語で、ブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS Australia、ケンブリッジ大学英語検定機構が、共同所有しています。IELTS 語学試験（以下「IELTS テスト」という）は、受験生の正確な語学能力を測定するため、語学評価における世界的な専門家が作成、設定しています。IELTS バンド4～9（NQF エントリー 3～レベル 3）は、イングランド試験監査機関（Office of Qualifications and Examinations Regulation）OQER によって、認定されています。一般財団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション（以下「JSAF-IELTS」という）は、IELTS 共同所有者である IDP:IELTS Australia によって、日本国内での IELTS テスト実施運営及びそれに付随する活動をしています。

以下に規定する受験規則（以下「本規則」という）、IELTS テスト「Notice to Candidates」（受験要領）、「Declaration」（宣誓事項）及び「Terms and Conditions」（契約条件）等によって、IELTS テスト申込者及び受験者の権利、義務及び条件が規定されています。IELTS テスト申込者及び受験生は、事前に、これらの内容を熟読し、理解し、かつ同意したうえで、IELTS テスト申込をしているものとします。

申込後

第2条 受験資格と条件

1. 年齢、職業、学歴は問いません。但し、年齢は、受験年度に、満 16 歳以上であることが望ましい。
2. 未成年者(18歳未満の者)が、申込・受験する場合は、申込完了時で、保護者の同意があったものとして、取り扱います。
3. 同一試験日に、IELTS テストを重複して申込みや受験することはできません。受験した場合は、不正行為があったものとして、すべて失格となり、試験結果の開示はありません。
4. 日本に居住していない日本国籍以外の受験者は

IELTS ペーパー版のテストを受験することはできません。日本に居住している日本国籍以外の受験者が IELTS ペーパー版を受験する場合、所定の期日までに、在留カードまたは特別永住者証明書を日本居住証明としてメールにて事前に提出する必要があります（在留カードまたは特別永住者証明書のスキャンコピーは、日本での居住を証明するものとして認められます）。在留カードまたは特別永住者証明書を提出しない場合、または提出できない場合は、受験予約はキャンセルされ、受験できません。なお、受験料は返金されません。

5. JSAF-IELTS では、下記の事由に該当すると判断した場合は、申込者による IELTS テストの受験を断る権利を有します。
 - (ア) 申込者が、IELTS テストを利用して、第三者の権利を侵害し、また、違法行為をなすおそれがあると判断した場合
 - (イ) 試験目的から、逸脱していると判断した場合

第3条 申込等について

1. IELTS 試験概要確認・同意

JSAF-IELTS ウェブサイト、「Notice to Candidates」（受験要領）、「Declaration」（宣誓事項）及び「Terms and Conditions」（契約条件）、「受験最終案内」等を閲覧したうえで、IELTS テスト受験料、試験時間、試験会場を確認・同意して申し込みを行うものとします。

2. テスト形式

IELTS には、IELTS ペーパー版（IELTS on Paper）と IELTS コンピューター版（IELTS on Computer）があります。どちらの IELTS テストも、アカデミック・モジュール（留学や就職目的）とジェネラル・トレーニング・モジュール（英語圏への移住等目的）の2つのモジュールがあります。IELTS ペーパー版（IELTS on Paper）は、テスト日によって、受験できるモジュールが異なります。IELTS コンピューター版（IELTS on Computer）は、テスト日に関係なく2つのモジュールを受験できます。いずれも、ライティング、リーディング、リスニング、スピーキングの4つの独立したスキルが測定されます。IELTS ペーパー版

(IELTS on Paper) は、ライティング、リーディング、リスニングをペーパーで受験します。IELTS コンピューター版 (IELTS on Computer) は、リスニング、リーディング、ライティングをコンピューターにて、受験します。スピーキングは、どちらも、1 対 1 の面接方式を取ります。いずれも、同日に完了します。これらのテストが、実施される順番が変わる場合もありますので、ご了承ください。ライティングとリーディングに関しては、アカデミック・モジュール (留学や就職目的) とジェネラル・トレーニング・モジュール (英語圏への移住等目的) によって、異なります。どちらを受験するのか不明な場合は、出願先に事前に連絡して、条件をご確認ください。

3. 申込登録

IELTS ペーパー版の場合、

- (1) クレジット支払：原則、申込締切は、筆記試験 3 日前の水曜日 (木曜日実施の場合は、3 日前の月曜日) 23 時 59 分までです。受験料は、申込後 2 日 (48 時間) 以内にお支払いください。ただし、申込期間最後の 2 日間に申込された場合は、必ず筆記テストの 3 日前の 23 時 59 分までに支払いを完了してください。期限内に受験料の支払が確認できない場合は、申込は自動キャンセルされます。
- (2) コンビニ支払：原則、筆記試験 6 日前の日曜日 (木曜日実施の場合は、6 日前の金曜日) 23 時 59 分までです。受験料は、申込後 2 日 (48 時間) 以内にお支払いください。ただし、申込期間最後の 2 日間に申込された場合は、必ず筆記テストの 6 日前の 23 時 59 分までに支払いを完了してください。期限内に受験料の支払が確認できない場合は、申込は自動キャンセルされます。

IELTS コンピューター版の場合、

- (1) クレジット支払：原則、申込締切は、筆記試験 3 日前の 23 時 59 分までです。受験料は、試験お申込み手続き中に、支払い画面が表示されますので、30 分以内に試験お申込み手続きおよび受験料支払いを完了してください。期限内に受験料の支払が確認できない場合は、申込は自動キャンセルされます。

- (2) コンビニ支払：原則、筆記試験 6 日前の 23 時 59 分までです。受験料は、申込後 1 日 (24 時間) 以内にお支払いください。ただし、申込期間最終日に申込された場合は、必ず筆記テストの 6 日前の 23 時 59 分までに支払いを完了してください。期限内に受験料の支払が確認できない場合は、申込は自動キャンセルされます。
- (3) 各会場、定員に達した場合は、申込締切前であっても、締切となります。
- (4) 団体受験の場合は、申込締切は筆記試験 3 日前 23 時 59 分までです。受験料は、申込後 2 日以内に支払いをしてください。ただし、申込期間最後の 2 日間に申込された場合は、必ず筆記テストの 3 日前の 23 時 59 分までに支払いをしてください。期限内に受験料の支払が確認できない場合は、申込は自動キャンセルされます。ただし、団体受験での申込の場合でも、最低催行人数に満たないと JSAF-IELTS が判断した場合、団体との協議により、公開会場での受験にさせていただくこともあります。
- (4) 受験登録は「Payment Confirmation Mail」が届いた時点で完了となります。登録の操作ミスにより申込が完了されていない場合および登録情報に不備があり申込みの受付が処理されない場合、JSAF-IELTS は一切責任を負いません。
- (5) 「Payment Confirmation Mail」は支払日の翌営業日までに届きます。もし、翌営業日までに「Payment Confirmation Mail」が届かなかった場合は、必ず JSAF-IELTS にお問合せください。
- (6) 入力の際の誤記入につきましては JSAF-IELTS は一切修正ができません。

4. 申込に必要な身分証明について

- (1) JSAF-IELTS の申込にはテスト当日に有効期限内のパスポートが必要です。JSAF-IELTS で受験する際の身分証明はパスポートのみで、その他の ID での登録および受験はできません。
- (2) 申込登録の際にパスポート画像をアップロードしてください。パスポート画像はカラーで、パスポート番号、氏名、性別、有効期限、サインがはっきり見えるようにスキャンしてアップロードしてください。

(3) 申込後にパスポートを更新した場合は、テストの3日前までに JSAF-IELTS に連絡をしてください。

(4) アップロードされた画像に不備があった場合は、JSAF-IELTS より連絡いたします。その場合、必ずテストの前日までに正しい画像をアップロードしてください。

5. キャンセルについて

(1) キャンセル申込締め切りは筆記テスト実施5日前の正午までです。その期間を過ぎてのキャンセルは返金対象となりません。キャンセル申請が受理されますと、手数料(6,050円税込)を差し引いた残金を払い戻しいたします。誤ってキャンセルの処理をされた場合もキャンセルとなります。

(2) IELTS for UKVI 及び IELTS Life Skills は JSAF-IELTS が実施しているテストではありませんので、ご確認の上申込をして下さい。誤って申込手続きをされた場合も通常のキャンセル規定でのご案内となります。

(3) キャンセル申請が受理された後にキャンセルの取り消しはできません。

(4) 以下の場合は、キャンセル申込の締切を過ぎても、払戻が可能となっております。その場合、手数料(6,050円税込)を差し引いた残金を払い戻します。

(ア)重篤な症状でテスト日に受験不可能な状態であった場合。ただし、軽傷、風邪などは認められません。また診断書の内容によっては払戻の対象にならないケースもあります。

(イ)三親等以内の親族の死去で葬儀・通夜にテスト前日・当日・翌日に出席する場合

(ウ)公共交通機関が機能せず、テスト会場に来ることが明らかに不可能な状況

(5) 上記(ア、イ、ウ)のいずれかの場合には、それぞれ以下の書類を筆記テスト後5日以内に JSAF-IELTS にスキャンデータをメール又は原本を郵送にてお送りください。

(ア)診断書(担当医師署名と病院印があるもの)

(イ)会葬礼状

(ウ)遅延証明書

6. 変更(テスト日・受験地・モジュール)について

(1) 筆記テスト実施5日前の正午までに変更をご希

望される方は可能です。但し満席になっている会場への変更はできません。変更手数料は6,050円税込です。

(2) 変更手続きが受理された後に変更の取消をする場合は、通常の変更手続きでのご案内となります。

7. 受験案内について

(1) 受験最終案内(筆記テストとスピーキングテスト会場、テスト当日のスケジュールのご案内)は IELTS テストの約1-2週間前に JSAF-IELTS ウェブサイトにアップロードされます。また、テスト前日にリマインダーメールが、登録のメールアドレス宛に届きます。ただし、メールアドレスの間違い、迷惑メール設定等でメールが届かなかった場合、JSAF-IELTS は一切責任を負いません。

(2) スピーキングテストの時間と場所の案内は、テストの3日前までにメールにて通知いたします。ただし、メールアドレスの間違え、迷惑メール設定等でメールが届かなかった場合、JSAF-IELTS は一切責任を負いません。

IELTS コンピューター版では時間通知をおこないませんので、自身のアカウント上で確認してください。

(3) リマインダーメールおよびスピーキングの案内メールが届かない場合は、必ずテストの前営業日17時までに JSAF-IELTS にご連絡ください。前営業日17時までに連絡がなく、テストが受験できなかった場合は JSAF-IELTS では一切責任を負いません。

8. スピーキングテスト開催日と日時のリクエストについて

(1) スピーキングテストは、原則、筆記テストと同日に開催されます。

(2) 高田馬場会場：筆記テストの10日前までに申込み、受験料の支払完了の受験生に限り、スピーキングテスト日時のリクエストを承ります。リクエスト提出期限は筆記テスト10日前の23時59分までです。提出後はリクエスト内容を変更することができません。また、リクエスト時のミスにより、希望とは異なる日時となった場合、JSAF-IELTS 公式テストセンターは一切責任を負いません。

その他の会場：お申込み時にスピーキングの時間が選択できます。

ただし、リクエストしたスピーキングテスト時間は確定ではありません。当日のスケジュールの都合上、時間

変更をお願いする場合があります。

9. 特別措置受験について

- (1) 聴覚障害、視覚障害、学習障害、等の障害をお持ちの方で、特別措置受験が必要な場合、JSAF-IELTS では下記の対応が可能となっております。

(ア)拡大文字受験

(イ)点字受験

(ウ)読唇法によるリスニングテスト

(エ)リーディング、ライティングの追加時間措置やコンピューターの使用（例：ディスレクシアの受験生の方への措置）

(オ)代筆

(カ)リスニング、スピーキングの免除
（例：聴覚障害をお持ちの方への措置）

- (2) 特別措置受験をご希望される場合は、事前にJSAF-IELTS にご相談下さい。詳細をお伺いした上で、医師の診断書（英文）・障害者手帳等スキャンデータをメール又は原本をご提出頂き、特別措置の内容を決定させていただきます。特別措置受験の手配には時間を要しますので、希望テスト日の3カ月前までに、JSAF-IELTS にお知らせください。

- (3) 特別なテストペーパーを使用する場合（点字・拡大文字・特別バージョンによるリスニングテスト・読唇法によるリスニングテスト）は必ず希望テストの3カ月前までにお知らせください。また、特別な運営方法での受験の場合（テストの時間延長・増幅器の使用・ワープロソフト使用・音声作動式ソフトウェア使用・リスニング、スピーキングテストの免除）は必ず希望テスト日の6週間前までにお知らせください。

- (4) 障害等により一部技能の受験を免除した場合、免除したという記載が成績表に印字されます。免除された技能スコアは、受験した技能のスコアを元にケンブリッジ大学英語検定機構で測定されますので、障害によって不利益を受けることなく、総合バンドスコアでの評価を得ることができます。

テスト当日

第4条

IELTS テストは、非常に高いセキュリティ管理を要する試

験のため、受験者情報の確認及びテスト会場への持ち物持ち込み制限があります。

1. 受験者情報の登録・確認

- (1) IELTS テスト当日の ID チェックの際に、受験者情報の登録・確認を行います。受験者情報の登録には以下の内容が含まれます。

(ア)右手人差し指の指紋認証（スキャン情報）

※右手人差し指の指紋認証ができない場合は、JSAF-IELTS に電話又はメールにて、ご連絡ください。

(イ)顔写真の撮影（成績証明書を発行する際に使用されます）

(ウ)パスポートと同一の署名

- (2) 登録した受験者情報は、筆記試験中の入退出（トイレ使用時）、スピーキングテストの入退室時の本人確認の際に使用されます。

2. 受験時の持ち物について

- (1) 筆記テスト時

（必須持参物）

・パスポート：テスト当日に有効期限内で原本に限り、（カバーやシールを外した状態）申込時に登録したパスポートと異なったパスポートを持参した場合又はパスポートを忘れた場合は、受験はできません。また、一切の返金もありませんので、ご了承ください。

IELTS テスト日前に、パスポートを更新した場合は、必ず筆記テストの3営業日17時前までにアップロードしていただき、JSAF-IELTS に電話又はメールにて、ご連絡ください。JSAF-IELTS で、再登録ができたか確認いたします。

事前登録時に、パスポート番号のご入力があった場合は、受付時に、有効なパスポート記載事項を確認のうえ、受験することができます。

（持ち込みが許可されているもの）

・水（ラベルを剥がしたペットボトルに入ったものに限る。炭酸水・清涼飲料水不可）

・手荷物引換券（クロークールームに手荷物をお預かりする際にお渡しします）

・眼鏡（眼鏡ケースは持ち込み不可）

※ロケット鉛筆及び消しゴムは、JSAF-IELTS で、提供いたしますので、受験生は、鉛筆及び消しゴムの持ち込みはできません。

※持込が許可されていないもの（例）：

電子機器、携帯電話機、スマートフォン、ウェアブル端末、腕時計、置時計、ストップウォッチ、スカーフ、参考書などの書籍、辞書、電子辞書、レコーダー、ノートやメモなど

(2) スピーキングテスト時

(必須持参物)

・パスポート：筆記テスト時に持参したものと同一

(3) 健康上の理由により、持ち込みが許可されていないもの（例：目薬・松葉づえ・ハンカチ・常備薬等）の持ち込み・使用を希望する場合は、筆記テスト前営業日 1 週間前 17 時までに JSAF-IELTS に連絡・申請を行う必要があります。

3. 持ち物の管理について

(1) 受験の際に持ち込みが許可されている物（2 参照）以外の手荷物はクロークルームでお預かりします。

(2) クロークルームのカウンターにて手荷物をお預かりします。引換券をお渡ししますので、落とさないよう大切に保管してください。腕時計、帽子、髪留めや髪飾り、耳栓等は、持ち込みはできませんので、手荷物と一緒にお願いします。

(3) クロークルームでの持ち物の紛失・盗難・その他について一切責任を負いかねますので、貴重品の持参はなるべくお避けください。

(4) 持ち物検査のために、試験前、試験中に、金属探知機を使用することがありますので、ご了承ください。

(5) 規則に反して、禁止されているものを試験会場に持ち込んだ場合は、テスト結果の開示はされません。振替受験・返金等は一切お受けしていません。

4. 遅刻時の対応について

(筆記テスト)

(1) IELTS ペーパー版での筆記テストの受付期間は午前 8 時 30 分から午前 8 時 55 分まで、テスト開始時間は 9 時となります。原則、受付終了時間の午前 8 時 55 分までに受付会場に到着していない場合は遅刻となり、受験資格が失効します。振替受験・返金等は一切お受けしていませんので、テスト当日は余裕を持って会場

受付までお越しください。

(2) IELTS コンピューター版での筆記テストの受付期間は受験最終案内に記載された時間となります。原則、受付終了時間までに受付会場に到着していない場合は遅刻となり、受験資格が失効します。振替受験・返金等は一切お受けしていませんので、テスト当日は余裕を持って会場受付までお越しください。

(3) 公共交通機関（船、飛行機、電車、バス等 ※タクシーは除く）の遅延（交通網の麻痺も含む）により遅刻した場合は、必ず遅延証明書を取得の上ご持参ください。ただし、遅延証明書は、午前 8 時 55 分までに会場に到着することができなかったという証明がなされているもののみ受理されます。遅延証明書が受理された時点でのテストの進行状況に応じて JSAF-IELTS より対応措置をお知らせします。大幅な遅延によりテスト当日に会場に到着できなかった場合は、テスト終了後の翌営業日 17 時までに JSAF-IELTS 宛に当日使用した経路、乗車時刻をメールにてお知らせ頂いた上で、遅延証明書のスキャンデータをメール又は原本を送付ください。

(4) 遅延証明書が受理された場合は、テスト日のお振替の措置がとられる場合があります。その場合、空席があるテスト日へのお振替となりますので、予めご了承ください。また、受験者の都合によりどの日程にもお振替がかなわない場合は、例外的に受験料の払い戻しの措置が可能となります。その場合は所定の手数料（6,050 円税込）をお支払い頂いた上で、お振込みのお手続きがとられます。

(スピーキングテスト)

(5) 予めお知らせしているスピーキングのスタート時間に遅れた場合、遅刻となり受験資格が失効します。振替受験・返金等は一切お受けしていませんので、余裕を持って会場受付までお越しください。

(6) 公共交通機関（船、飛行機、電車、バス等 ※タクシーは除く）の遅延（交通網の麻痺も含む）により遅刻した場合は必ず遅延証明書を取得の上ご持参ください。ただし、遅延証明書は、指定されたスピーキング開始時間までに会場に到着することが

できなかったという証明がなされているもののみ受理されます。遅延証明書が受理された時点でのテストの進行状況に応じて JSAF-IELTS より対応措置をお知らせします。大幅な遅延によりテスト当日に会場に到着できなかった場合は、テスト終了後の翌営業日 17 時まで JSAF-IELTS 宛に当日使用した経路、乗車時刻をメールにてお知らせ頂いた上で、遅延証明書のスキャンデータをメール又は原本を送付してください。

(7) 遅延証明書が受理された場合は、テスト日の振替の措置がとられる場合があります。その場合、空席があるテスト日への振替となりますので、予めご了承ください。また、受験者の都合によりどの日程にも振替がかなわない場合は、例外的に受験料の払戻措置が可能となります。その場合は所定の手数料(6,050円税込)を申受けます。

5. 問題漏洩の禁止

当テストの内容は非公開です。テスト問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏洩(インターネット・SNS 等への掲載・投稿を含む)を一切禁止、不正行為とみなします。

6. 録音・撮影等その他テスト情報の漏洩の禁止

テスト会場内での録音・撮影行為、またテストに関して知れた情報全般を他社に開示し公開することを一切禁じます。

7. リスニング CD の音響について

リスニング CD の音量・音質については、リスニングテスト開始前に音源を流し音量確認を行います。調整の申出は確認時に行ってください。確認時以降の申出には一切応じられません。

8. 問題用紙の不備について

誤った種類の問題用紙が配布された場合や、問題用紙が破損又は汚損していた場合、直ちに試験監督官にお知らせください。

9. 試験監督官への質問

テスト問題の内容についての質問には一切答えられません。

10. テスト中の途中退出および再入室について

テスト中の途中退出は原則禁止ですが、トイレ使用や体調不良等止むを得ない場合、一時退出・再入室が可能です。退出を希望される場合は、静かに

挙手し、テスト運営スタッフに申告してください。なお、一時退室した場合でも、テスト時間の延長はしません。ただし、テスト全体及び各技能のインストラクション中、リーディングテスト及びライティングテストの終了 10 分前、リスニングテスト中、スピーキングテスト中は、一時退出はできず、退出した場合には、いかなる理由があっても再入室してテストを再開することができず、それ以降の他の技能テストを受けることもできません。

11. 問題冊子・解答用紙の持ち出しについて

問題冊子・解答用紙・タスクカードはいかなる理由においてもテスト会場から持ち出すことを禁止します。万が一持ち出した場合は問題漏洩行為として厳正に対処し、場合によっては法的措置をとります。

12. スピーキングテストの録音について

スピーキングテストの内容は録音されます。何らかの理由によりスピーキングテストが録音されなかった場合には、スピーキングテストの再受験または 4 技能すべての再受験が必要です。その場合、再受験のために交通費等は自己負担となりますので、ご了解ください。また、試験官によるモニタリングの一環として、オブザーバーがスピーキングテストに立ち会うことがあります。

13. スピーキングテスト時のチャイルド・プロテクション

受験生が 18 歳未満(18 歳の誕生日を迎えていない)の場合には、IELTS チャイルド・プロテクション・ポリシーの観点から、付添人を受験生の後ろに待機させ、試験官が適切に試験を実施しているかを監視します。

14. 禁止行為等

(1) 以下の禁止行為を行った場合、受験資格を失い、違反行為等が認められた日のテストの受験はできず、テスト結果の開示、受験料の返金も受けられません。また、受験者の将来における受験を禁止することがあります。なお、受験者の将来における受験が禁止されたにも関わらずテストの申込をした場合には当該申込は無効とし、当該申込に係る受験料の返金もしません。違反行為等の有無の認定は当該行為等が行われた当日又は JSAF-IELTS 及び IDP: IELTS Australia 内で協議の上、後日違反者に対して口頭または書面で通知します。

- (ア) テストを実施する会場に持込が許可されていないものを持ち込んだ場合
 - (イ) テスト開始後に他の受験生に話しかけたりして、受験を妨害する行為
 - (ウ) テスト中に他の受験生との間で、物の貸し借りの行為
 - (エ) テスト教室での飲食または喫煙する行為
 - (オ) 試験監督官に許可なく試験会場を退出する行為
 - (カ) スピーキングテスト中、試験官を不快にさせる、又は恐怖を感じさせる行為
 - (キ) 問題用紙回収中、または退出許可が出ていないにも関わらず試験会場から退出する行為
 - (ク) IELTS テストの円滑な施行や安全性を脅かす何らかの不正行為
 - (2) 不正行為には、以下のものが該当しますが、これらに限定されません。
 - (ア) 何らかの情報源からのメモを使用するなど、カンニング行為を試みる
 - (イ) 他の受験者のカンニング行為を幫助すること
 - (ウ) 他の受験生になりすます、または他人に受験してもらう行為
 - (エ) 他の受験生の解答をコピーする
 - (オ) IELTS テストを妨害する
 - (カ) 何等かの媒体にてテスト内容の複製を行う
 - (キ) 成績証明書情報改ざんを試みる
- (3) 不正行為を行う受験者は、受験継続を許可されず、IELTS テスト結果は発行されません。不正行為を行う受験者は、将来の受験の禁止、又は法的措置を講じることがあります。不正行為を行う受験者は、全世界の規制当局に報告されることがあります。
15. インフルエンザ、新型コロナその他感染症について
インフルエンザ、新型コロナその他感染症に罹患している場合、又は医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザ、その他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、テスト会場にて受験をお断りする場合があります。この場合、JSAF-IELTS キャンセル規定に準じます。
16. 体調不良、テストセンターでのテスト実施方法、その

他の理由により、テストの成績に影響があると思われる場合は、テスト当日に監督者にその旨を伝えてください。テストの実施に関して不満がある場合は、テスト当日にテストセンターを出る前に、その旨をテストセンターへ申し出および所定フォームの提出が必要です。テストの実施に関するクレームは、テスト当日に所定フォームが提出されていない場合や、テスト当日以降は受け付けられません。なお、フォームを受領後、JSAF-IELTS 及び IDP: IELTS Australia 内で協議の上、後日書面で通知します。

受験後 第5条

1. テスト結果について

- (1) IELTS は、9段階評価システムでテスト結果を測定します。リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの4つのスキルの個別スコアと総合的なオーバーオール・バンドスコアが1（最低）から9（最高）までの0.5刻みで表示されます。
- (2) テスト結果は筆記テスト当日より2年間有効となっています。
- (3) 成績証明書（Test Report Form-TRF）は筆記テストの13日後に発行され、郵送にて発送されます。また、JSAF-IELTS での受取も可能です。ただし、成績証明書の受取はご本人に限ります。なお、祝日の影響で結果の発行が遅れる場合があります。
- (4) IELTS コンピューター版の場合は、成績証明書（Test Report Form-TRF）は希望者のみ郵送されます。成績証明書の受取はご本人に限ります。
- (5) 筆記テスト13日後、24時間以内に順次オンライン上でのテスト結果閲覧でも確認することができます。オンライン閲覧の際、姓名（アルファベット）、生年月日、パスポート番号が必要になります。オンライン閲覧システムは、IDP:IELTS Australia が、管理・運用しております。システムエラーによって、成績閲覧ができない場合は、システム復旧に最善の努力をしますが、JSAF-IELTS では、オンライン閲覧システムにつきましては、一切の責任を負いかねます。

- (6) IELTS コンピューター版の場合、テスト後 1～5 日で自身のアカウント上でテスト結果を閲覧することができます。また、eTRF をダウンロードすることができます。なお、祝日の影響で結果の開示が遅れる場合があります。
- (7) 希望者には筆記テスト 13 日後の午前 10 時に SMS (ドコモ・au・ソフトバンクに限る) での通知を無料にて行っております。その場合は、テスト当日に申請を行ってください。ただし、申請情報の誤り等による不着の場合、JSAF-IELTS は一切責任を負いません。
- (8) 電話、ファックス、Email での成績のご案内はできません。
- (9) 受験者のテスト結果に関して、IELTS テスト・テストパートナーが何等かの確認作業が必要と判断した場合には、テストの 13 日後 (IELTS コンピューター版の場合、テスト後 1～5 日) にテスト結果が発行されない場合があります。また、例外的な事情により、テストのいくつかの技能の再受験をお願いする場合があります。
2. 教育機関／政府機関／専門機関等・ご本人宛への追加成績証明書の送付について
- (1) 成績証明書を教育機関・移民局等へ提出、または本人宛への送付につきましては、筆記テスト実施日から 2 年以内であれば 5 通まで無料で追加成績証明書として郵送いたします。5 通を超える場合は、1 通につき手数料 1, 200 円税込がかかります。また、書留 (国外の場合 EMS) または国際宅急便での送付を希望される場合は、申請の際 JSAF-IELTS までご連絡下さい。書留送付の手料は送付先により異なります。送付に料金がかかるものにつきましては、JSAF-IELTS ウェブサイトをご確認ください。もし送付希望先が電子送信で成績受け取りが可能な場合は、電子送信いたします。電子送信の場合は発行枚数に関わらず送付手数料は無料です。
- (2) 追加成績証明書の送付申請手続きは以下の 2 通りとなります。
- (ア) テスト申込前：申込み登録の際オンラインで登録可能
- (イ) テスト申込後：追加成績証明書申請フォーム
- にご記入のうえ、JSAF-IELTS に送付 (1 枚につき 2 校まで記入可能となります。2 校以上希望の場合は、別途新たな所定のフォームに記入の上、提出してください。)
- (3) 追加成績証明書の送付は出来るだけ早くさせて頂きますが、申込 (送付に係る手数料入金が完了した時点) から送付まで 5 営業日程度要する場合があります。出願締め切りに間に合うよう、余裕を持ってお申込み下さい。郵便事情によって、追加成績証明書が、指定機関に到着しない又は到着が遅れた場合は、JSAF-IELTS は、一切責任を負いません。
- (4) 追加成績証明書は電子か郵送での送付となります。電子送付が可能な機関かどうかは、追加成績証明書申請フォームを受領後、JSAF-IELTS で調べます。
- (5) 追加成績証明書申請フォームは正しく記入して下さい (特に送付先機関の住所は正確に記入して下さい)。記入漏れ、記入ミスによる誤送付に関して、JSAF-IELTS では責任を負いかねます。
- ※JP112 及び JP114 以外で、IELTS テストを受験した場合は、それぞれの IELTS 公式テストセンターに、成績証明書発行依頼や受験に関わる情報等については、確認していただきます。
3. 再採点制度について
- (1) 全ての受験者に公平であるために、もしテストの結果に満足できない場合、6 週間以内に再採点 (Enquiry on Results/EOR) を申請することができます。再採点費は 15, 000 円税込です。但し、バンドスコアが変更された際には、全額返金されます。
- (2) 再採点 (EOR) は 2～4 週間以内に完了します。その後結果は、JSAF-IELTS から郵送されます。
- (3) 再採点結果への不服申し立てはできません。最終結果となります。
- (4) 再採点期間中には、成績証明書は大学または移民局への申請には使えません。
- (5) 再採点後に成績が変更になる場合には、新しい成績証明書が発行されます。また、新しい成績証明書に記載された日時より 2 年以内であれば 5 通

まで無料で指定の機関・大学へ送付します。

- (6) 再採点の結果が同じスコアの場合、再採点費用は返却されません。

その他

第6条 IELTSテストについての免責事項

1. JSAF-IELTS は、IELTS テスト実施の中止や受験を拒否する権利を有します。IELTS テスト実施の中止した場合は、支払い済みの受験料を返金させていただくか、手数料なしで、振替を実施します。
2. JSAF-IELTS は、試験日、試験会場、試験時間、各試験の順番、受験料及び諸費用を変更する権利を有します。試験日、試験会場、試験時間、各試験の順番、受験料及び諸費用を変更する事態が生じた場合は、速やかに JSAF-IELTS ウェブサイトに、ご案内します。
3. 試験実施や成績証明書発行に関して、中断、遅延、中止等の事態が発生した場合、JSAF-IELTS は、IDP:IELTS Australia 及びケンブリッジ大学英語検定機構とともに、迅速に業務を再開する最大の努力をいたしますが、JSAF-IELTS としましては、受験料返金及び試験日変更に限定させていただきます。
4. JSAF-IELTS は、IELTS テスト実施のために、受験生の安全と IELTS テストセキュリティ保全のために、万全の運営を目指しますが、以下の場合に関しては、その責任を負いかねます。
 - (ア) 天災地変、暴動、ストライキ又はこれらのために生じた事柄を含む不可抗力による試験運営に関わる業務が遂行できない状況が生じた場合
 - (イ) 官公庁の命令
 - (ウ) 陸海空における不慮の災難
 - (エ) 交通事故
 - (オ) 郵便事故、事情や不達
 - (カ) 試験会場における受験生、その保護者等の付添者、間のトラブル
 - (キ) 試験会場付近での重大事故や事件

第7条 損害賠償

申込者及び受験者は、IELTS テスト受験に際して、JSAF-IELTS 又は第三者に物理的・精神的な損害を与

えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第8条 責任の範囲

故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、JSAF-IELTS が、申込者及び受験者に対して負う責任は、当該受験者が支払った受験料総額を上限とさせていただきます。

第9条 受験規則の変更

JSAF-IELTS は、本規則を申込者及び受験者及び団体申込責任者への予告なしに、変更する場合があります。変更が生じた場合は、速やかに、文書又は JSAF-IELTS ウェブサイトに、ご案内させていただきます。

第10条 知的財産権

IELTS テストに関する著作権等の一切の知的財産権は、ブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS Australia、ケンブリッジ大学英語検定機構に帰属します。これらは、日本の著作権法及びその他関連する法律によって、保護されています。

第11条 商標登録

IELTS は、ブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS Australia、ケンブリッジ大学英語検定機構によって、世界的に商標登録をされています。IELTS 商標の使用は、ブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS Australia、ケンブリッジ大学英語検定機構 及び IELTS 公式テストセンターのみが、許可されています。

第12条 個人情報保護

1. JSAF-IELTS は、IELTS に関する問い合わせ者（以下「問合者」という）、申込者、受験者の期待に応えることを約束し、個人情報や機密情報に関連するすべての適切な法律を遵守します。
2. JSAF-IELTS の個人情報保護の概要を以下に記載します：
 - (1) JSAF-IELTS は、IELTS に関する問合者、申込者、受験者の要望に対応、又は IELTS に関する問合者、申込者、受験者が求める情報を提供するために必要なものを収集し、IELTS に関する問合者、申込者、受験者の利益に合わせています。

(2) JSAF-IELTSは、IELTSに関する問合者、申込者、受験者の情報が必要なくなった場合、又はIELTSに関する問合者、申込者、受験者からのご要望があった場合は、情報を削除します。

(3) JSAF-IELTSは、IELTSに関する問合者、申込者、受験者の情報を用いて行う全てのことをご理解いただけるよう、説明に最善を尽くします。

(4) 当然のことながら、JSAF-IELTS から得る情報、及びその手段については、問合者及び受験者ご自身が決定します。

(5) これはすべての IELTS に関する問合者、申込者、受験者に当てはまります。

JSAF-IELTS は、事前許可なく、マーケティング目的で IELTS に関する問合者、申込者、受験者の情報を第三者に渡すことはありません。

3. 個人情報の取り扱いについては、第 16 条条項として規定します。

第 13 条 言語

本規則は、日本語を正文とします。この規則を、他の言語に翻訳されて参考とされる場合も、日本語の正文が優先されますので、ご了承ください。

第 14 条 準拠法

本規則の成立、効力、履行及び解釈につきましては、日本法が適用されるものとします。

第 15 条 合意管轄

JSAF-IELTS が実施する IELTS テストに関する申込及び受験に関連する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報管理者及びその連絡先

一般財団法人

日本スタディ・アブロード・ファンデーション

IELTS 公式テストセンター (JP112)

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場

1-4-15 大樹生命高田馬場ビル 1F

TEL : 03-6273-9356

FAX : 03-6273-9357

2. JSAF-IELTS は、できるだけ迅速な対応を心がけます。

3. JSAF-IELTS による個人情報の収集に伴い、以下のことを行います。

(ア) IELTS テストを実施し、IELTS 模擬試験を提供する。

(イ) (たとえば、IELTS テストに関する一般的な質問をする際に) 申込者及び受験者のご希望に従い、他の IELTS 所有者（ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構）に、質問を転送する。

(ウ) JSAF-IELTS が提供するサービス（イベントや、プロジェクトやプログラムに参加する機会を含む）に関する情報を、申込者及び受験者に通知し提供する。

(エ) 内部業務を管理する。

(オ) 申込者及び受験者からの質問に回答する。

4. IELTS テストに関する個人情報

(1) IELTS 公式テストセンターは、日本を含む、欧州、アジア、オーストラリア、ニュージーランド、北米、南米、

アフリカ、中東の世界 140 以上で運営されています。

IDP: IELTS Australia はこれら IELTS 公式テストセンターの一部を、ブリティッシュ・カウンシルはその他のすべてを運営・管理しています。

IDP: IELTS Australia は、IELTS テストの実施を目的とした、他の IELTS 所有者（ブリティッシュ・カウンシル、IDP Education、ケンブリッジ大学英語検定機構）との共同情報管理者です。

(2) IELTS テストを申込み又は受験した場合、JSAF-IELTS は、氏名、住所および電子メールアドレス、生年月日、性別、連絡先の詳細、言語、国籍、居住状況、教育資格、国籍カード番号、パスポートの詳細、雇用歴、職業、ビザの申請に必要な情報、そしてプロフェッショナル会員権などの個人情報を取得します。

これには、身元の証明として JSAF-IELTS に提示する書類、たとえば、パスポート、国籍 ID カード、市民権の証明書、または IELTS テストに登録申請する

際の写真といった書類のコピーも含まれます。

(3) JSAF-IELTS は、受験者の試験結果を保有します。

(4) JSAF-IELTS は、申込者及び受験者の機密情報も保管しますが、これには以下も含まれます：

(ア) 医療情報（試験に関連した特別な配慮を得るために提供するもの）

(イ) IELTS テスト用に ID 認証管理 (IAM) の一部として指紋認証を提供する IELTS の受験者に関する生体情報（バイナリ・ラージ・オブジェクト (BLOB) の形式で指紋認証のコピーが保有されます）

(ウ) 人種や民族の出自（問合者及び受験者の出身国情報より）

(5) IELTS テストの管理、統計や詐欺の検出目的での IELTS テスト結果の見直し、利用する公式テストセンターの変更対応などの目的で、IELTS の申請または試験そのものより得られる関連情報を、IELTS 所有者が他の IELTS 所有者と共有する場合があります。

(6) 他の IELTS 所有者の個人情報ポリシーは、以下のリンクより参照できます。

ブリティッシュ・カウンシル

<http://www.britishcouncil.org/privacy-cookies/data-protection>

ケンブリッジ大学英語検定機構

<https://www.cambridgeenglish.org/jp/>

IELTS テストに関する個人情報および個人情報の取り扱いについての詳細を提供しています。

<https://www.ielts.org/policy/privacy-policy>

5. IELTS 模擬試験および試験対策

(1) JSAF-IELTS は、サポートツール、模擬試験、セミナー、IDP マスタークラスを含む、IELTS テストの準備をサポートするサービスを提供します。

(2) 問合者、申込者、又は出席者の個人情報を取得することで、以下が可能になります。

(ア) 要望される模擬試験および IELTS テスト準備サービスを提供する。

(イ) 模擬試験及び IELTS テスト準備ツールを開発する（ケンブリッジ大学英語検定機構）

(IDP: IELTS Australia)

(ウ) 同意のもと、模擬試験の結果及び一般的又は個人的なフィードバックを提供する

(エ) JSAF-IELTS が提供するサービス（イベントや、プロジェクトやプログラムに参加する機会を含む）に関する情報を、希望者に通知し提供する。

(オ) 内部業務を管理する。

(カ) 質問に回答する。

6. IDP: IELTS Australia との他の関わり

(1) IDP: IELTS Australia との関わりが生じる場合には、以下が含まれます。

(ア) IDP: IELTS Australia 提供の諸サービスに登録する。

(イ) IELTS 及び付随する事項の提案を送信する。

(ウ) 認証機関の代理人になる。

(2) JSAF-IELTS は、個人情報を取得した時点で、特定の通知を致します。求められていない個人情報がある場合は、安全に破棄します。

7. 情報の保有

(1) JSAF-IELTS が取得する個人情報がなくなつた場合、JSAF-IELTS は、個人情報のコピーを保持するよう法律で規定されている場合を除き、または情報が連邦記録に含まれている場合を除き、情報の破棄または非特定化のポリシーに従って、安全に情報を破棄、削除するか、非特定化を保証します。

(2) JSAF-IELTS が IELTS テスト用にまたは試験の準備目的で問合者及び受験者の情報を収集した場合、IELTS テスト受験後、サービス参加後、または最終アクセスより最長で 3 年間、情報を保有します。

(3) 指紋認証情報は、バイナリ・ラージ・オブジェクト・ファイルで、試験後 60 日間のみ保有されます。

(4) コンピューターで受験する IELTS の場合、より高いセキュリティを担保するために、受験会場内で、ビデオ録画をしております。試験後 60 日間のみ保有されます。

(5) また、紛争の解決、他の報告義務および保持義務の遵守、詐欺防止など、他の正当な理由により、(IELTS 所有者との関係が終了した後も含み)

特定の記録を保有することがあります。

8. 個人情報の取得方法

(1) JSAF-IELTS は、合法的かつ公平な手段でのみ個人情報を取得します。個人情報は、問合者、申込者及び受験生より権限を与えられた代理人から直接取得される場合があります。また、被許諾者や、サービスを提供するために JSAF-IELTS より権限を与えられた代理店などの第三者から取得される場合もあります。Facebook や X (旧 Twitter) など、ソーシャルネットワークやその他のオンラインサービスを通じて JSAF-IELTS と連絡を取る際に、個人情報が JSAF-IELTS に提供される場合があります。

(2) JSAF-IELTS の業務上の機能や活動に合理的に必要でない限り、個人情報および機密情報※を取得することはありません。機密情報を取得する前に、問合者及び受験者の同意を得るものとします。

※機密情報は、個人の種や民族、政治的意見、専門家または業界団体の会員情報、犯罪記録、個人の健康情報、認証に用いられる生体情報を含みます。

(3) 取引の際には、JSAF-IELTS がサービスを提供するために、身元を証明する必要があります。仮名の使用は認められません。

(4) JSAF-IELTS ウェブサイトにアクセスする場合、IP アドレスまたはドメイン名の形式で問合者及び受験者に関する追加の個人情報を収集する場合があります。

9. 他者への開示

(1) IELTS テストを提供する目的で JSAF-IELTS が海外受信者に開示した情報は、他の IELTS 所有者（ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構）に譲渡される場合があります。これらの受信者は、英国に本拠を置く組織であり、情報保護法（英国）に従います。海外の受信者に情報を転送する場合、その情報は使用制限および不正アクセスに対する保護の対象となります。

(2) 一部の IDP: IELTS Australia の IT システムおよび情報はオーストラリア国外または英国国外のサーバーでホストされており、JSAF-IELTS はビジネスの一環としてこれらのサーバーの 1 つに個人情報を

送信する場合があります。

(3) IDP: IELTS Australia は、収集した個人情報を、以下の国内で保有、または以下の国に譲渡する場合があります：

(ア) オーストラリア

(イ) 英国

(ウ) インド

(4) この情報は、問合者及び受験者にサービスを提供するために必要な場合にのみ保存され、アクセスされます。海外のサーバーに情報を転送する場合、その情報は使用制限および不正アクセスに対する保護の対象となります。

(5) 海外の受信者に開示される情報は、JSAF-IELTS が関連サービスを提供するために、問合者及び受験者が JSAF-IELTS に提供した情報で構成されています。JSAF-IELTS 提供のサービスを享受することにより、上記の通り、関連する海外の受信者に個人情報を提供することに同意したことになります。IDP: IELTS Australia は、契約の標準保護条項および IDP グループ情報譲渡契約を含む個人情報を適切に保護できる手段で情報の譲渡を行います。

10. 権利

(1) 個人情報保護法及び関連法における情報を保持するための正当な理由がない限り、JSAF-IELTS が保有するご自身の個人情報にアクセスする権利を有します。

正当な理由とは、以下を指します：

(ア) 深刻な性質の違法行為または不正行為が行われ、アクセスを許可することが、その問題に関して適切な措置を講じることを妨げる可能性がある」と疑う理由がある。

(イ) アクセスを許可することで、商業的に機密のプロセスに関連する、JSAF-IELTS 内部で生成された評価情報を流出させてしまう。

(2) 問合者、申込者及び受験者の情報に変更があった場合、または JSAF-IELTS が保有している情報が間違っている、不完全である、期限が切れていると思われる場合は、記録を修正しますので、JSAF-IELTS にご連絡ください。

11. 削除の権利

問合者、申込者及び受験者の要求により、JSAF-IELTS が保有し、法的に保有する必要がないすべての情報を削除します。

12. 処理を制限する権利

ご自身の個人情報の処理の制限を求める権利を有します。たとえば、個人情報の更新を希望された場合、その作業が完了するまでの間、処理の制限を求める権利を有します。

13. 同意を撤回する権利

JSAF-IELTS が同意を求めたプロセスについて、JSAF-IELTS が送信したメッセージから登録を解除することにより、または、JSAF-IELTS までご連絡をいただくことにより、いつでも同意を撤回する権利を有します。

14. 異議申し立ての権利

個人情報の処理に対し、異議を申し立てることができます。

15. 自動化された意思決定とプロファイリングを受けない権利

JSAF-IELTS の情報処理プロセスは完全には自動化されておらず、人間の介入なしに何かが決定されることはありません。行動を分析または予測するために情報を処理する場合がありますが、この処理に、個人情報が含まれる場合は、明示的に同意を求めます。

16. 情報の移動権利

同意の上で、または連絡義務の元で個人情報を JSAF-IELTS に提供した場合、提供した情報を機械可読形式で要求する権利があり、別の管理者へ移行することができます。

17. 要求方法

個人情報の確認や修正、上記以外の個人情報の権利に関するご要望は、JSAF-IELTS までご連絡ください。すべてのご要望は、妥当な期間内に、書面にて回答されます。このプロセスの一環として、アクセスの提供や修正を行う前に、情報を要求している個人の身元を確認します。ご要望にお応えできない場合は、その旨をご説明いたします。

18. 個人情報の取り扱いに関する異議申し立て

(1) JSAF-IELTS では、お問い合わせや苦情に対応する体制を確立しています。

(2) JSAF-IELTS の方針に関するご質問、または JSAF-IELTS による問合者及び受験者の個人情報の取り扱いに関する苦情がある場合は、JSAF-IELTS までご連絡ください。

(3) JSAF-IELTS が、個人情報を侵害した又は個人情報を悪用したとお感じになった場合は、異議を申し立てることができます。

(日本国内)

事業者苦情受付窓口

一般財団法人

日本スタディ・アブロード・ファンデーション

IELTS 公式テストセンター (JP112)

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場

1-4-15 大樹生命高田馬場ビル1F

TEL : 03-6273-9356

FAX : 03-6273-9357

消費者生活センター等の地方公共団体窓口

(オーストラリア国内)

Office of the Australian Information Commissioner (OAIC) のウェブサイト

www.oaic.gov.au

OAIC の連絡先詳細 :

所在地 : Level 3 , 175 Pitt Street, Sydney 2000

郵送先 (シドニー) : GPO Box 5218 Sydney NSW 2001

郵送先 (キャンベラ) : GPO Box 2999 Canberra ACT 2601

電話番号 : 1300 363 992

FAX 番号 : + 61 9284 9666

メールアドレス : enquiries@oaic.gov.au

(英国国内)

Information Commissioners Office のウェブサイト

<https://ico.org.uk/concerns/>

19. 当個人情報保護の更新

当個人情報保護は、適宜更新されます。個人情報をご提供いただく場合には、いつでも参照されることをお勧めします。

JSAF-IELTS は、問合者及び受験者の個人情報を

取り扱う上で予期せぬ事態が起こらないよう配慮しています。当個人情報保護に重要な変更を加えた際、各自のメールアドレスを保有している場合には、その変更と個人への影響について通知し、個人情報の権利についてお知らせします。

2021年4月1日施行

2024年2月1日訂正

2024年9月2日訂正

2024年12月2日訂正